

**常陸大宮市  
立地適正化計画  
届出制度の手引き**

**常陸大宮市**



# 目次

1.	立地適正化計画における届出制度について	
(1)	立地適正化計画の目的	1
(2)	法的位置づけ	1
(3)	立地適正化計画が目指す将来のまちの姿	1
(4)	届出制度の目的	2
2.	手続きの流れ	3
3.	居住誘導に関する届出	4
(1)	「居住誘導区域」外における事前届出について	4
(2)	居住誘導区域	8
4.	都市機能誘導に関する届出	9
(1)	「都市機能誘導区域」外における事前届出について	9
(2)	「都市機能誘導区域」内における誘導施設の休止又は廃止の届出について	14
(3)	都市機能誘導区域	16
5.	届出様式と記入例	17



# 1. 立地適正化計画における届出制度について

## (1) 立地適正化計画の目的

我が国の多くの地方都市においては、人口の急激な減少と高齢化を背景として、安心できる生活環境の確保、持続可能な都市経営が大きな課題とされています。本市では、都市機能の集約と居住の誘導による持続可能な都市、公共交通ネットワークの形成による利便性の高い都市の実現を目指し、市民の安心で快適な生活環境を守るため、常陸大宮市立地適正化計画を策定しました。

## (2) 法的位置づけ

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第 81 条の規定により、市町村が作成することができる計画です。

都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住や都市機能の誘導、公共交通の充実による「コンパクト+ネットワーク」の形成に向けた取組を推進しようとするものです。

## (3) 立地適正化計画が目指す将来のまちの姿

将来の人口減少や高齢化を見据え、医療・福祉施設、商業施設や住居等が、徒歩や公共交通で移動できる範囲にまとまって存在し、日常生活に必要なサービスを住民が身近に享受できるまちの姿を目指すことで、将来にわたって持続可能な都市の実現を目指します。

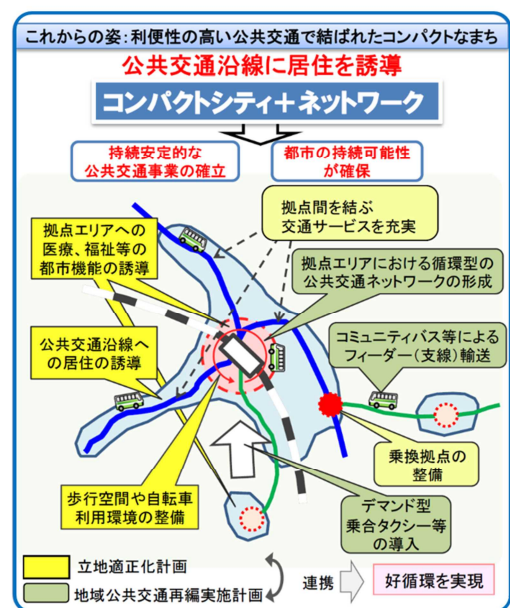


図 立地適正化計画が目指す将来のまちの姿（概念図）  
資料：立地適正化計画作成の手引き

## (4) 届出制度の目的

本計画の公表に伴い、「居住誘導区域」外及び「都市機能誘導区域」外における一定の行為や、「都市機能誘導区域」内における「都市機能増進施設（以下、誘導施設）」の休廃止については、都市再生特別措置法に基づき、届出が必要となります。

届出制度の目的は、以下の2つです。

- ①市町村が「居住誘導区域」外における住宅等の立地動向等を把握
- ②市町村が「都市機能誘導区域」内外における「誘導施設」の立地動向等を把握

なお、届出については、あくまで本計画に定める「居住誘導区域」及び「都市機能誘導区域」への緩やかな立地誘導を図るためのものであり、区域外での立地を規制するものではありません。

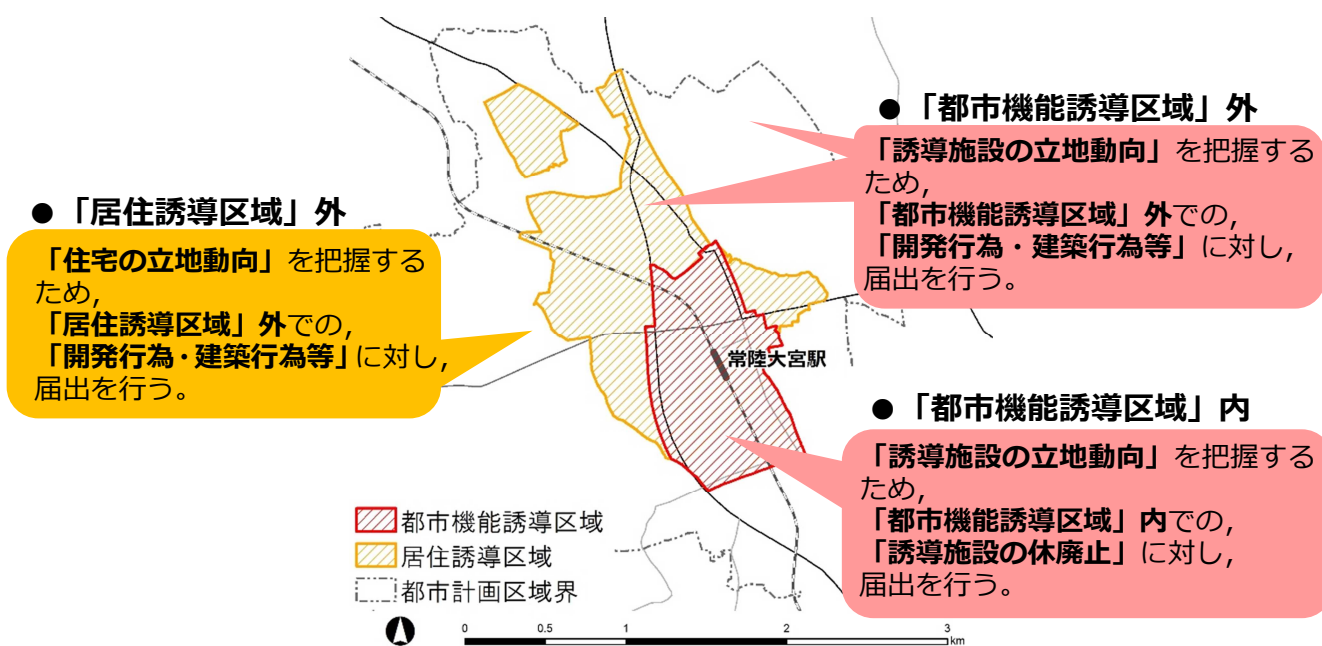
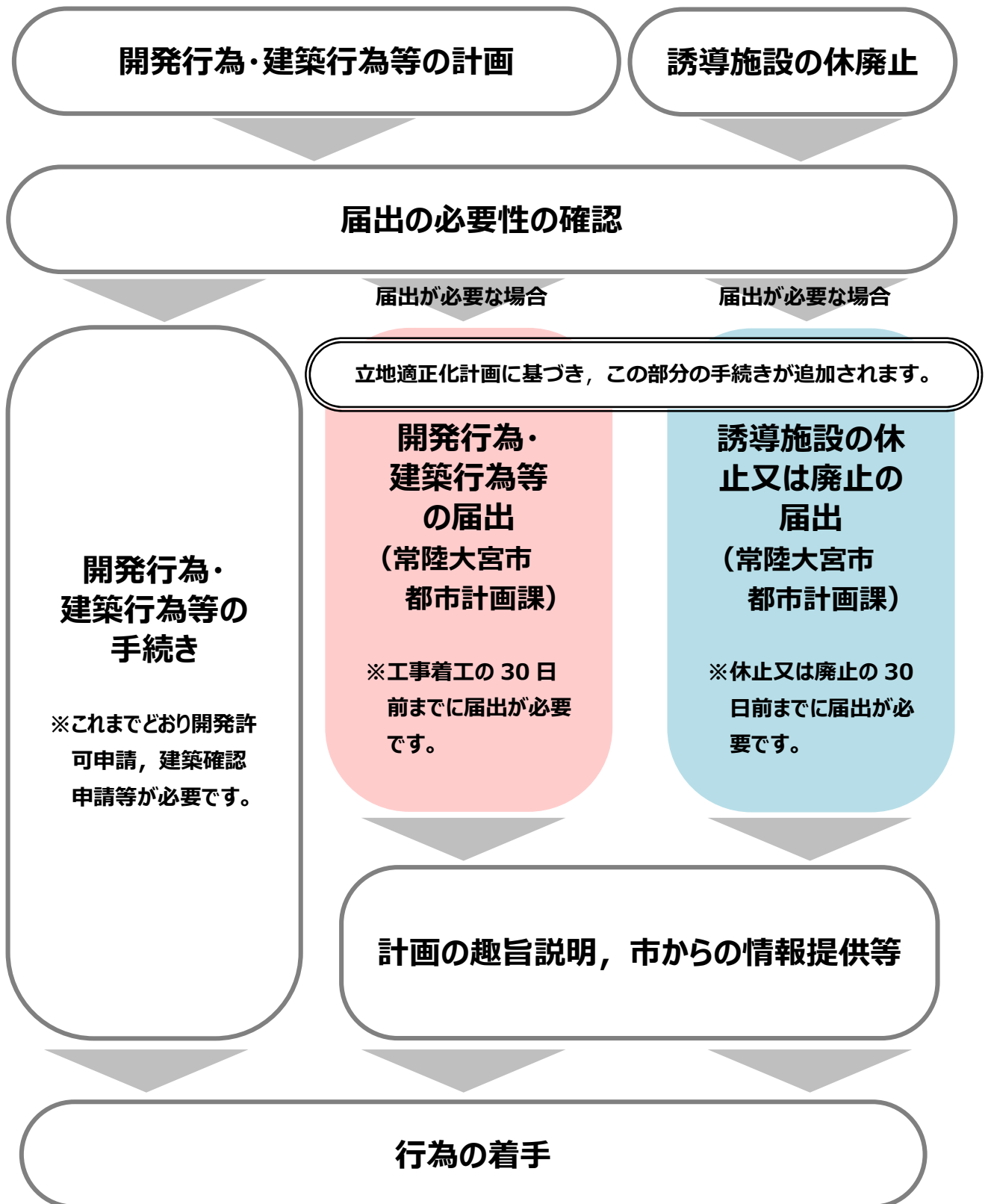


図 届出制度の目的

## 2. 手続きの流れ



※届出に係る行為が立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、都市再生特別措置法（第88条第3項、第108条第3項）に基づき、届出者に対して市が勧告等を行う場合があります。

## 3. 居住誘導に関する届出

### (1) 「居住誘導区域」外における事前届出について

#### ①届出が必要な開発行為，建築行為等

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき，「居住誘導区域」外で開発行為等を行おうとする場合には，行為の種類や場所等について市への届出が必要となります。

##### ●開発行為

- ① 3 戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為
- ② 1 戸又は 2 戸の住宅の建築を目的とする開発行為で，その敷地の規模が 1,000 m<sup>2</sup>以上のもの



##### ●建築行為等

- ① 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を増改築し，又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合





## ②対象となる区域

□「居住誘導区域」外

※開発行為等を行おうとする敷地の全部が「居住誘導区域」外にある場合、届出の対象になります。

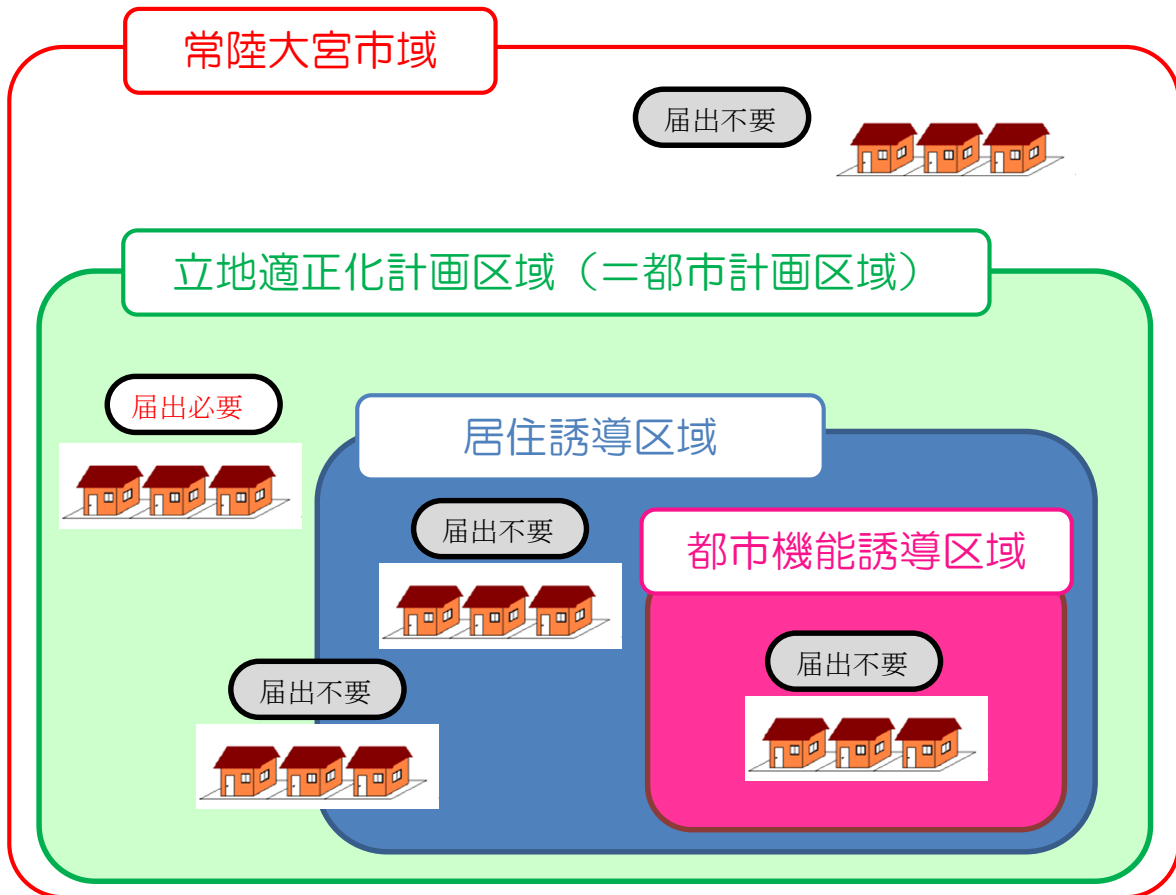


図 開発行為等の届出が必要な区域

## ③届出の期日

開発行為等に着手する **30 日前**までに、市への届出が必要となります。

#### ④届出に必要な書類

##### ●開発行為の場合

届出書（様式第 10）

添付図書

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 以上）
- ・設計図（計画平面図等 縮尺 1/100 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（案内図，求積図，公図の写し，委任状等）

##### ●建築行為等の場合

届出書（様式第 11）

添付図書

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）
- ・建築物の 2 面以上の立面図（縮尺 1/50 以上），各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（案内図，求積図，公図の写し，委任状等）

##### ●上記の届出内容を変更する場合

届出書（様式第 12）

添付図書（上記それぞれの場合と同様）

#### ⑤提出部数

1 部

#### ⑥届出窓口

常陸大宮市 建設部 都市計画課 電話：0295-52-1111（代表）

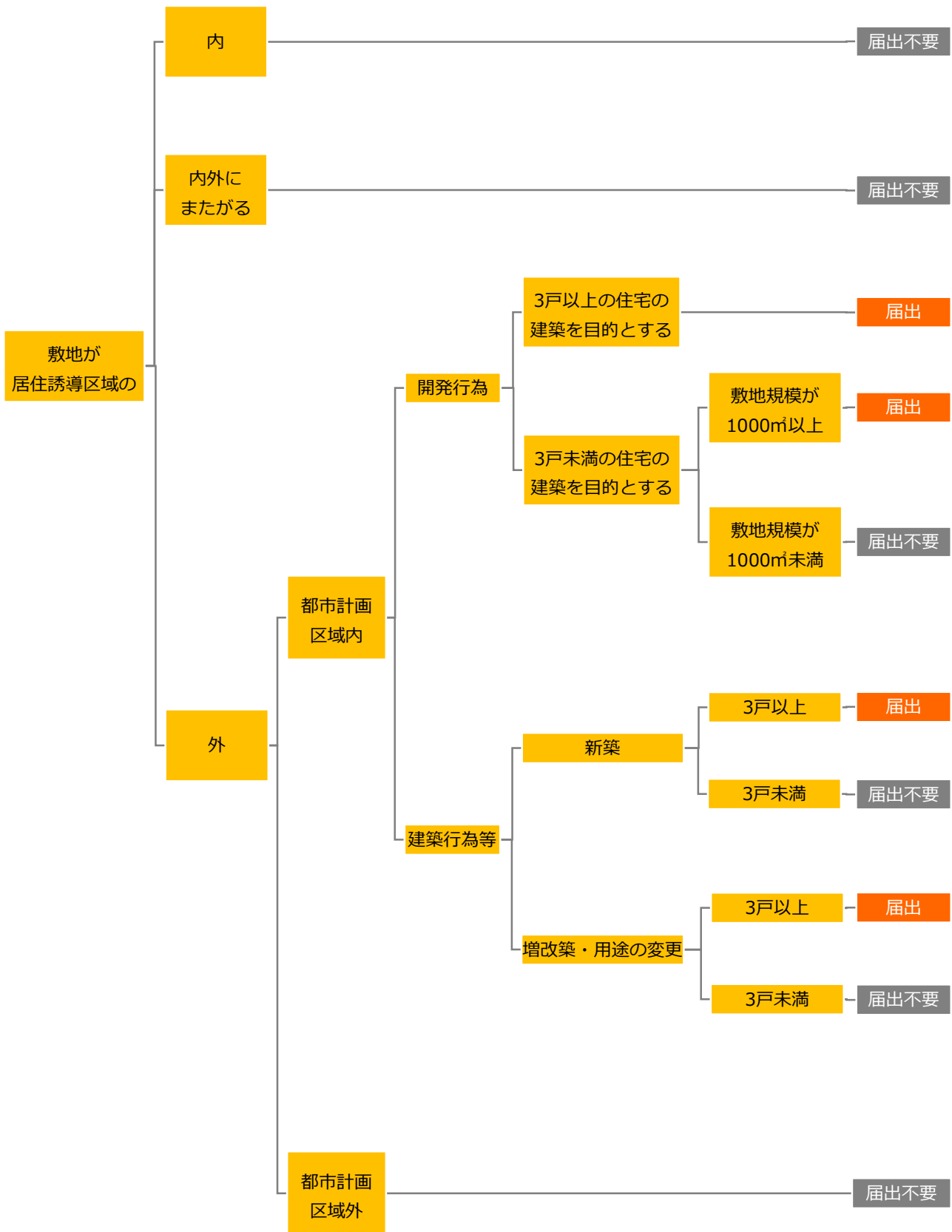
#### ⑦届出を要しない場合（都市再生特別措置法第 88 条）

- （1）住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為（都市再生特別措置法施行令第 27 条）
- （2）（1）の住宅等の新築（都市再生特別措置法施行令第 27 条）
- （3）建築物を改築し，又はその用途を変更して（1）の住宅等とする行為（都市再生特別措置法施行令第 27 条）
- （4）非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- （5）都市計画事業の施行として行う行為又は都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為（都市計画事業の施行として行うものを除く）（都市再生特別措置法施行令第 28 条）

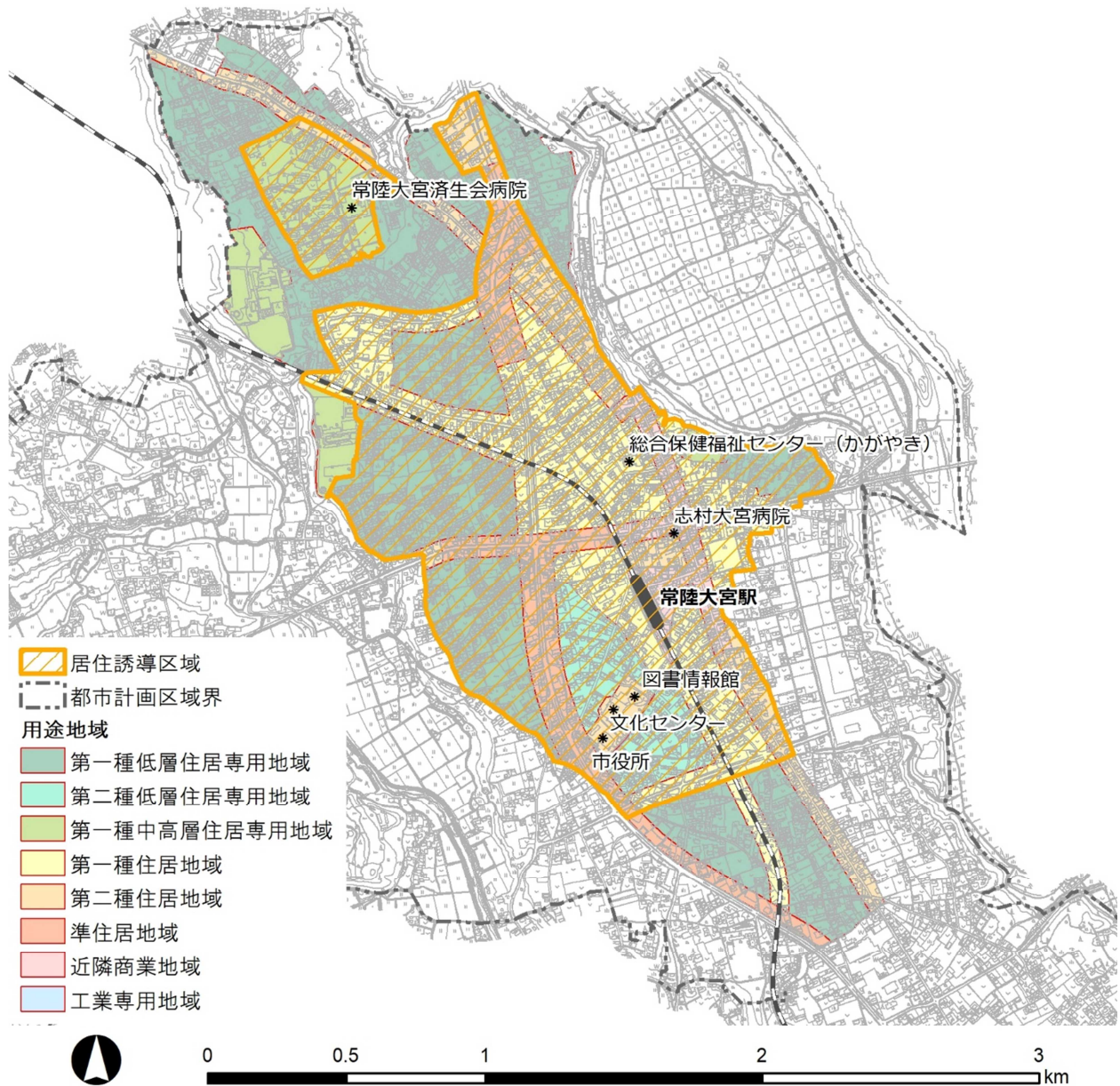
#### ⑧その他事項

1. 届出の提出後，開発・建築等行為に変更があった場合は変更の届出が必要です。
2. 届出をしないで，又は虚偽の届出をして，開発・建築等行為を行った場合，30 万円以下の罰金に処せられることがあります。（都市再生特別措置法第 130 条）

⑨届出が必要な場合のフロー図



## (2) 居住誘導区域



※上記区域内で土砂災害の危険性があるエリア（土砂災害警戒区域，土砂災害特別警戒区域，急傾斜地崩壊危険区域，地すべり防止区域）は誘導区域から除外します。

※区域の詳細は，都市計画課窓口でご確認下さい。

## 4. 都市機能誘導に関する届出

### (1) 「都市機能誘導区域」外における事前届出について

#### ①届出が必要な開発行為、建築行為等

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、「都市機能誘導区域」外で「誘導施設」を対象に開発行為等を行おうとする場合には、行為の種類や場所等について市への届出が必要となります。

##### ●開発行為

○誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為を行おうとする場合

##### ●建築行為等

- ①誘導施設を有する建築物を新築する場合
- ②建築物を増改築して、誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更して、誘導施設を有する建築物とする場合

## ②対象となる区域

□「都市機能誘導区域」外

※開発行為等を行おうとする敷地の全部が「都市機能誘導区域」外にある場合は、届出の対象になります。

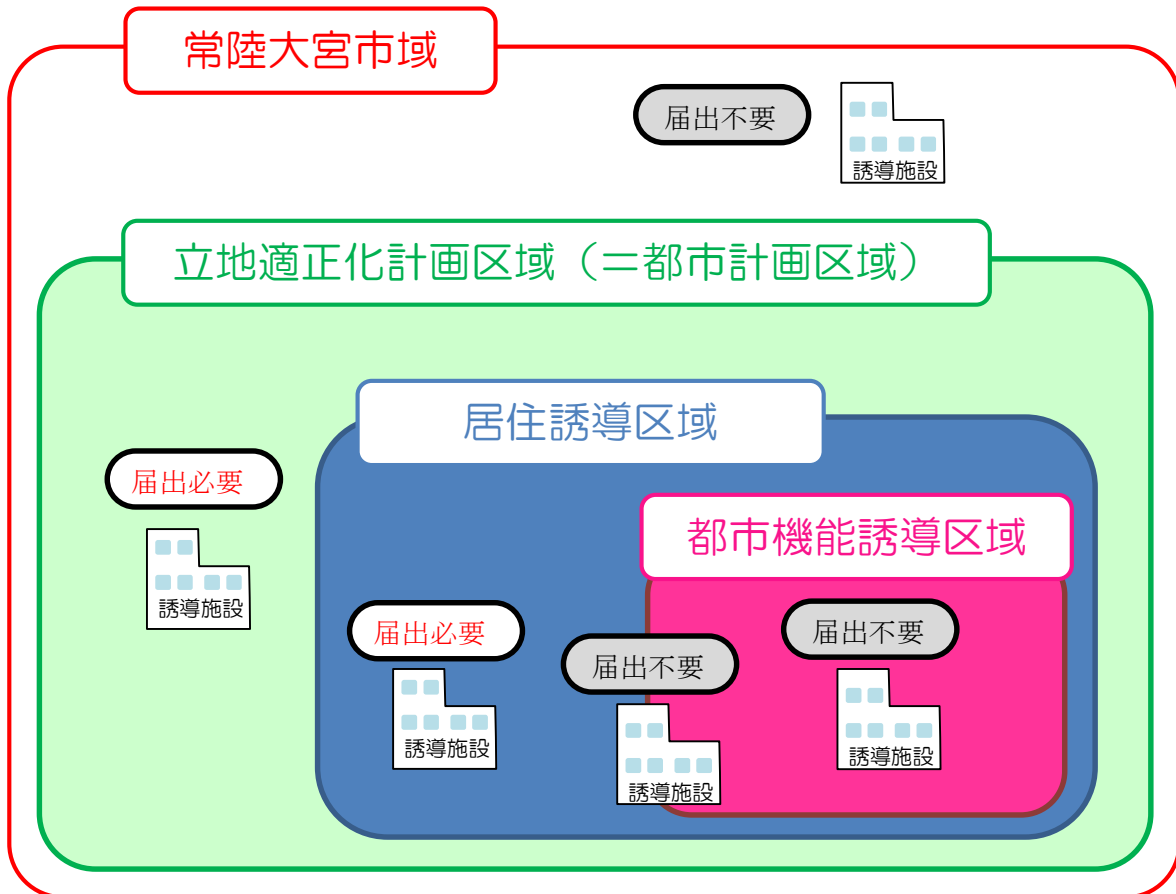


図 開発行為等の届出が必要な区域

### ③届出の対象施設（誘導施設）

施設類型	誘導施設名	要件 (規模, 用途, 適用法等)
行政施設	市役所本庁舎	地方自治法第4条
医療施設	病院	医療法第1条の5
介護・福祉施設	福祉事務所	社会福祉法第14条
介護・福祉施設	児童発達支援センター	児童福祉法第43条
介護・福祉施設	障害者基幹相談支援センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2
介護・福祉施設	老人福祉センター	老人福祉法第20条の7
介護・福祉施設	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46
健康づくり施設	保健センター	地域保健法第18条
健康づくり施設	健康増進施設	健康増進施設認定制度(厚生労働省)の認定基準を満たす施設
子育て支援施設	母子健康包括支援センター	母子保健法第22条
子育て支援施設	子育て世代包括支援センターの役割の一部(又は全部)を担う施設	子ども・子育て支援法第59条第1号に基づく事業を担う施設
子育て支援施設	地域子育て支援事業を担う施設	児童福祉法第6条の3第6項に基づき市が実施する事業を担う施設
子育て支援施設	児童館	児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設
文化施設	文化センター	常陸大宮市文化センターの設置及び管理に関する条例第2条
文化施設	図書館	図書館法第2条
文化施設	博物館又はこれに類する施設	博物館法上の登録博物館, 博物館相当施設(ただし, 元々存在する観光・歴史資源等の展示や保存・活用などを主目的として, その周辺に立地する施設は除く)
商業施設	一定規模以上の百貨店・総合スーパー, 主に飲食料品を取り扱うスーパーマーケット	店舗面積1,000㎡以上※1で, 日本標準産業分類「561百貨店, 総合スーパー※2」に格付けされる事業所 店舗面積1,000㎡以上※1で, 「581各種食料品小売業※3」に格付けされる事業所 店舗面積1,000㎡以上※1で, 上記事業所を含む複合施設
金融施設	有人窓口を有する銀行・信用金庫等	銀行法第2条第1項 信用金庫法第4条 労働金庫法第6条 農業協同組合法第10条
金融施設	有人窓口とATMを併設する郵便局	日本郵政株式会社第2条
交流施設	公民館	社会教育法第20条
交流施設	複合交通センター	都市再生整備計画事業の交付対象事業の基幹事業「高次都市施設」として定める「複合交通センター」又はそれに類する施設・スペース
交流施設	地域交流センター	都市再生整備計画事業の交付対象事業の基幹事業「高次都市施設」として定める「地域交流センター」又はそれに類する施設・スペース
交流施設	観光交流センター	都市再生整備計画事業の交付対象事業の基幹事業「高次都市施設」として定める「観光交流センター」又はそれに類する施設・スペース

※1: 大規模小売店舗立地法上の店舗面積

※2: 衣, 食, 住にわたる各種の商品を小売する事業所で, その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって, 従業者が常時50人以上のものをいう。  
ただし, 従業者が常時50人以上であっても衣, 食, 住にわたらない事業所は主たる販売商品によって分類する。

※3: 主として各種食料品を一括して一事業所で小売する事業所をいう。

#### ④届出の期日

開発行為等に着手する **30 日前**までに、市への届出が必要となります。

#### ⑤届出に必要な書類

##### ●開発行為の場合

届出書（様式第 18）

添付図書

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 以上）
- ・設計図（計画平面図等 縮尺 1/100 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（案内図、求積図、公図の写し、委任状等）

##### ●建築行為等の場合

届出書（様式第 19）

添付図書

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）
- ・建築物の 2 面以上の立面図（縮尺 1/50 以上）、各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（案内図、求積図、公図の写し、委任状等）

##### ●上記の届出内容を変更する場合

届出書（様式第 20）

添付図書（上記それぞれの場合と同様）

#### ⑥提出部数

1 部

#### ⑦届出窓口

常陸大宮市 建設部 都市計画課 電話：0295-52-1111（代表）

#### ⑧届出を要しない場合（都市再生特別措置法第 108 条）

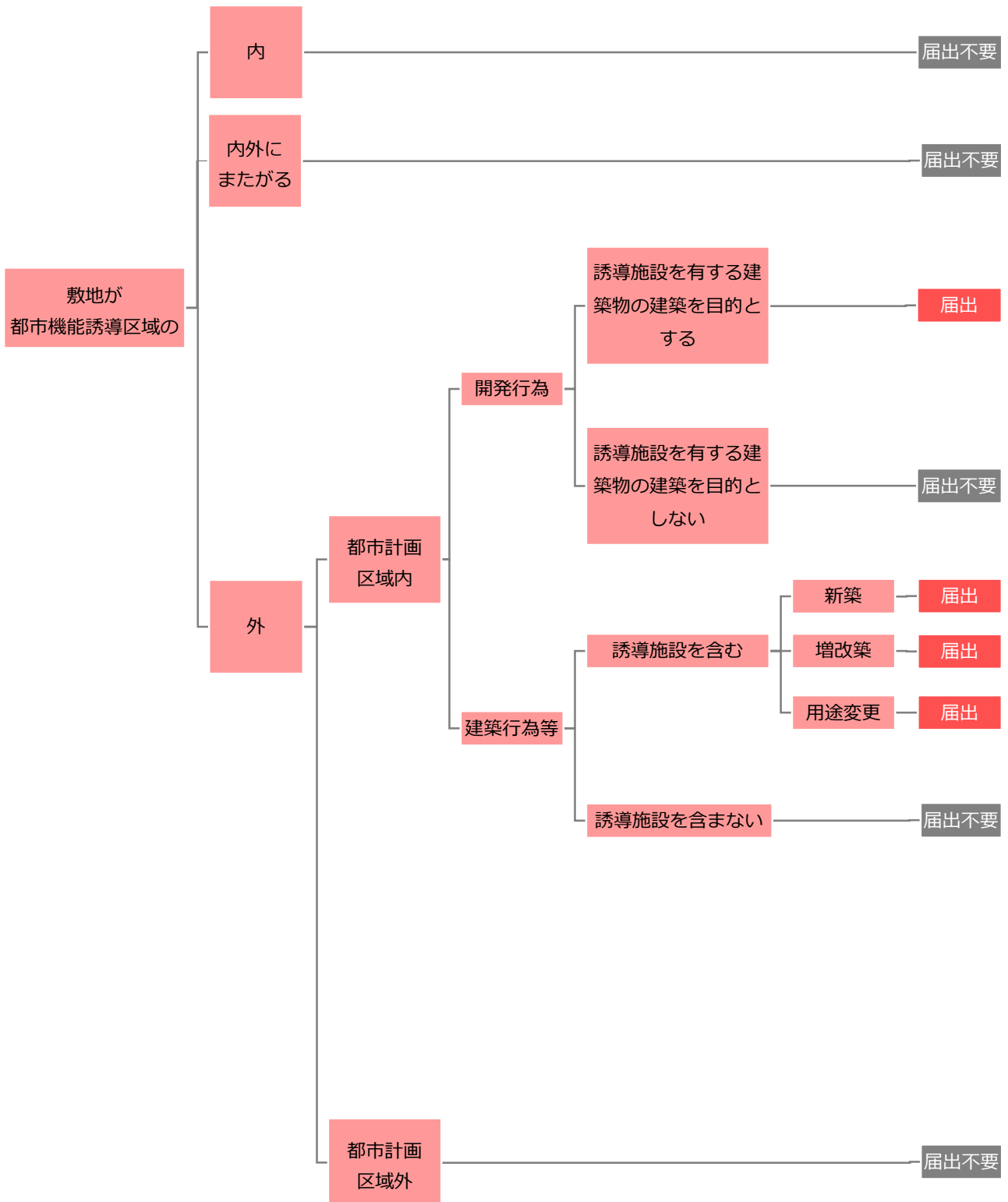
- （1）誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為（都市再生特別措置法施行令第 35 条）
- （2）（1）の誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築（都市再生特別措置法施行令第 35 条）
- （3）建築物を改築し、又はその用途を変更して（1）の誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為（都市再生特別措置法施行令第 35 条）
- （4）非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- （5）都市計画事業の施行として行う行為又は都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為（都市計画事業の施行として行うものを除く）（都市再生特別措置法施行令第 36 条）



### ⑨その他事項

1. 届出の提出後、開発・建築等行為に変更があった場合は変更の届出が必要です。
2. 届出をしないで、又は虚偽の届出をして、開発・建築等行為を行った場合、30万円以下の罰金に処せられることがあります。(都市再生特別措置法第130条)

### ⑩届出が必要な場合のフロー図



## (2) 「都市機能誘導区域」内における誘導施設の休止又は廃止の届出について

### ①届出の対象となる行為

都市再生特別措置法第108条の2の規定に基づき、「都市機能誘導区域」内の誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、行為の種類や場所等について市への届出が必要となります。

本制度は、市が「都市機能誘導区域」内における誘導施設の休廃止を事前に把握することを目的としています。

### ②対象となる区域

□「都市機能誘導区域」内

※開発行為等を行おうとする敷地の全部又は一部が「都市機能誘導区域」内にある場合は、届出の対象となります。

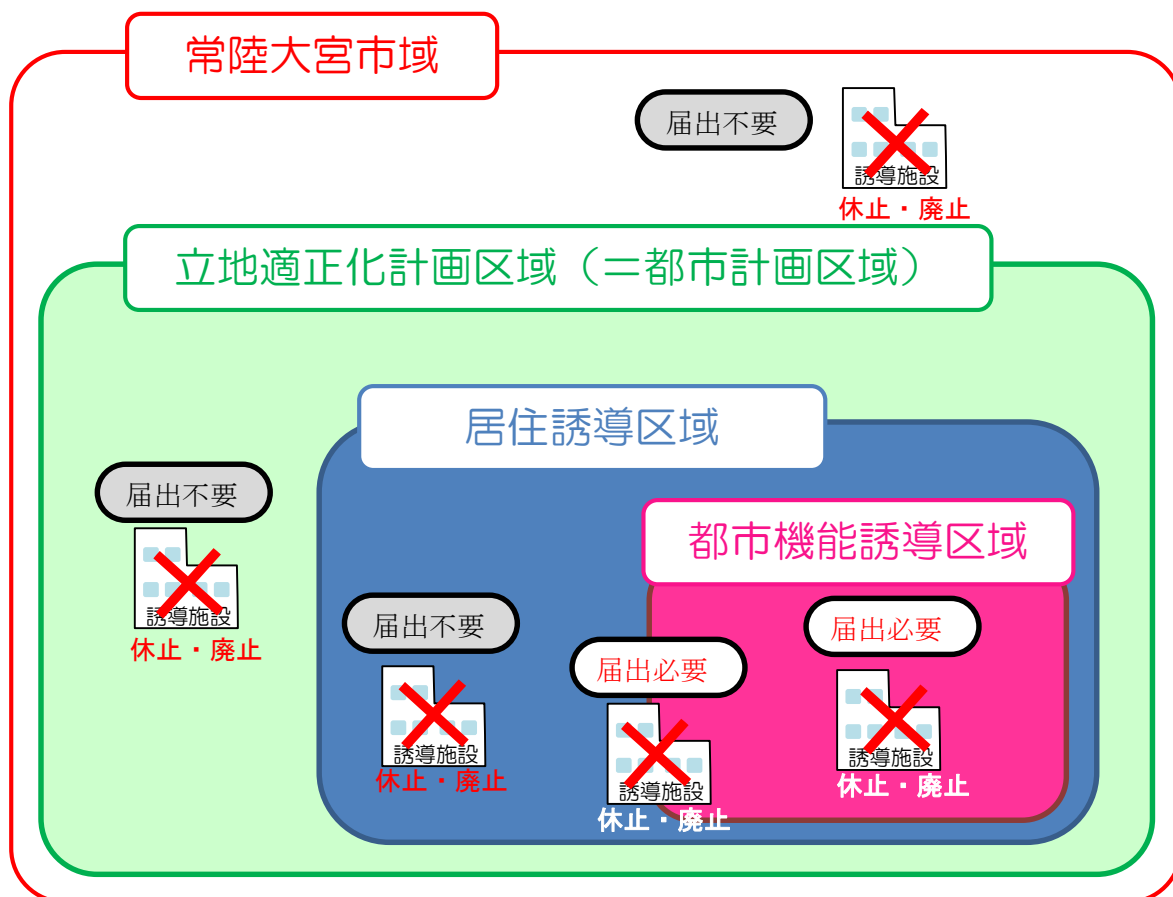


図 誘導施設の休廃止の届出が必要な区域

### ③対象となる施設

□誘導施設

・11頁を参照

#### ④届出の期日

休止・廃止する **30 日前**までに, 市への届出が必要となります。

#### ⑤届出に必要な書類

届出書 (様式第 21)

添付図書

・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面  
(位置図等 縮尺 1/1,000 以上)

#### ⑥提出部数

1 部

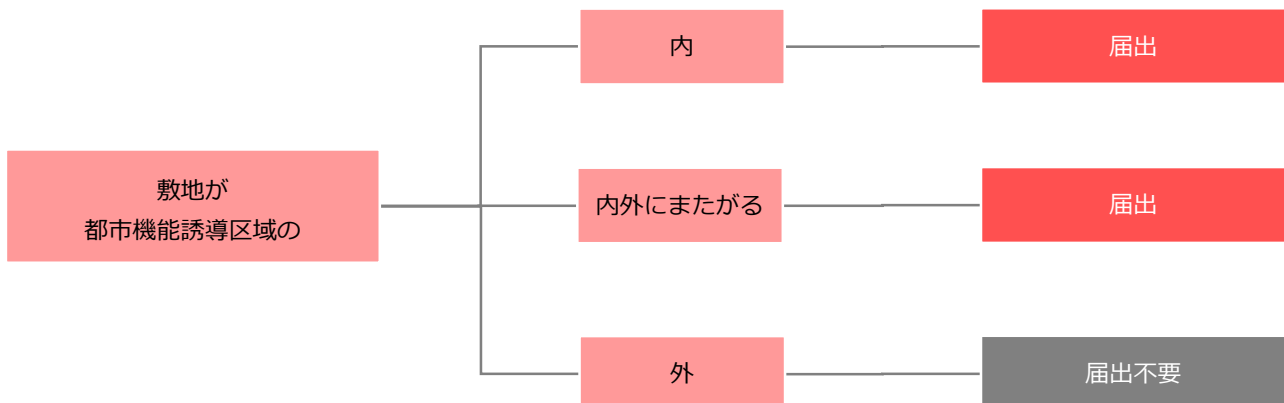
#### ⑦届出窓口

常陸大宮市 建設部 都市計画課 電話 : 0295-52-1111 (代表)

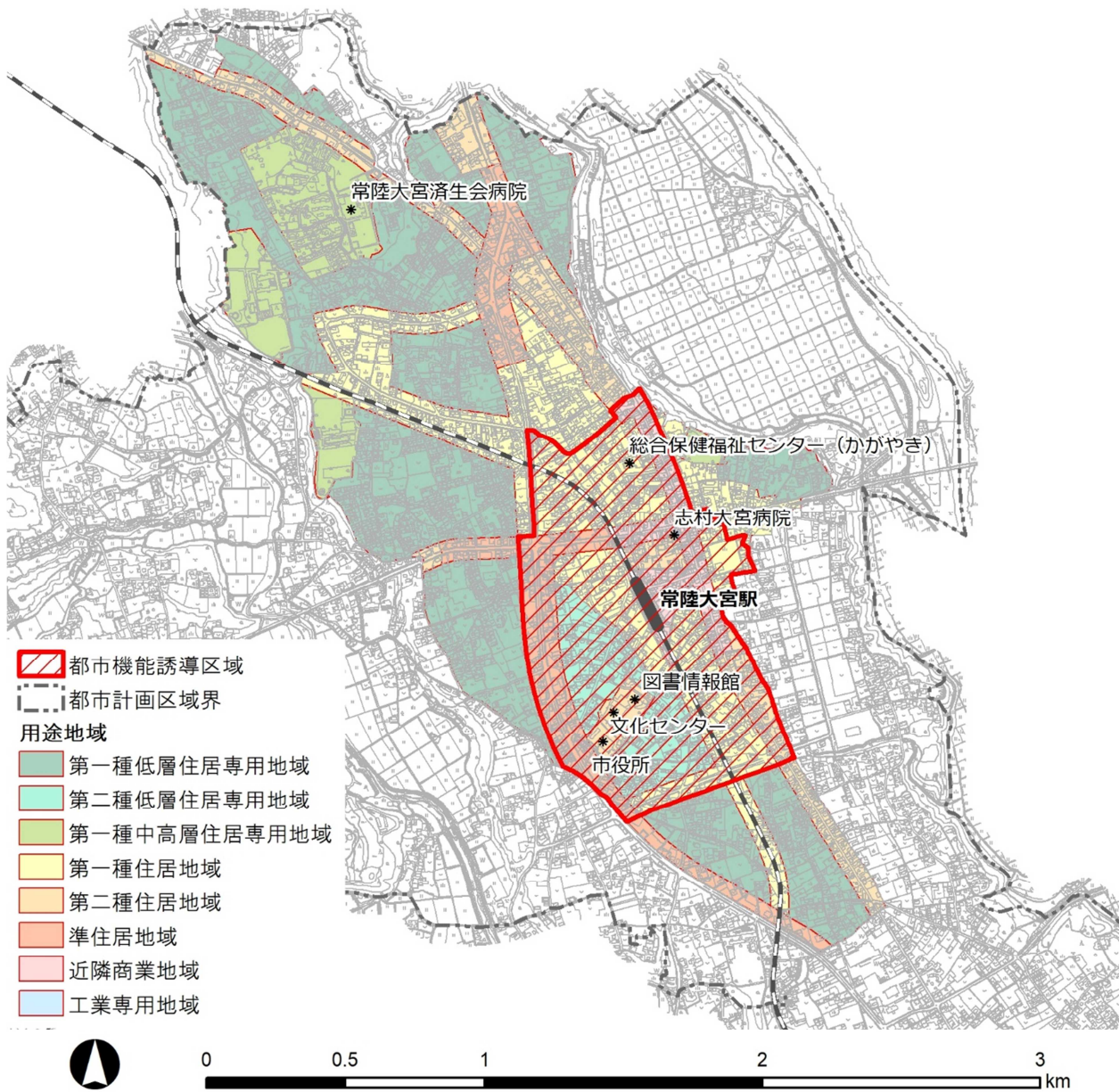
#### ⑧その他事項

●届出の提出後, 開発・建築等行為に変更があった場合は変更の届出が必要です。

#### ⑨届出が必要な場合のフロー図



### (3) 都市機能誘導区域



※上記区域内で土砂災害の危険性があるエリア（土砂災害警戒区域，土砂災害特別警戒区域，急傾斜地崩壊危険区域，地すべり防止区域）は誘導区域から除外します。

※区域の詳細は，都市計画課窓口でご確認下さい。

## 5. 届出様式と記入例

様式第 10	居住誘導区域外の開発行為
様式第 11	居住誘導区域外の建築行為等
様式第 12	居住誘導区域外の開発行為, 建築行為等の変更
様式第 18	都市機能誘導区域外の開発行為
様式第 19	都市機能誘導区域外の建築行為等
様式第 20	都市機能誘導区域外の開発行為, 建築行為等の変更
様式第 21	都市機能誘導区域内の誘導施設の休止又は廃止

様式第 10（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係）

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日  
常陸大宮市長

届出者 住 所  
氏 名  
連絡先

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地域の名称（住所）	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付書類）

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1,000 分の 1 以上）
- ・設計図（縮尺 100 分の 1 以上）

様式第 10（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係）

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 3 年 4 月 1 日  
常陸大宮市長

届出日を記入  
(工事着手の 30 日前まで)

届出者 住 所 常陸大宮市 ●● ●番地の●  
株式会社 ●●●●●  
氏 名 代表取締役 ●● ●●  
連絡先 0000-00-0000

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地域の名称（住所）	常陸大宮市 ●● ●番地の●
	2 開発区域の面積	1,000 平方メートル
	3 住宅等の用途	共同住宅●戸
	4 工事の着手予定年月日	令和 3 年 6 月 1 日
	5 工事の完了予定年月日	令和 3 年 10 月 1 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

本届出書と併せて提出

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1,000 分の 1 以上）
- ・設計図（縮尺 100 分の 1 以上）

様式第 11（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係）

住宅等を新築し，又は建築物を改築し，若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき，</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;"> <p>住宅等の新築</p> <p>建築物を改築して住宅等とする行為</p> <p>建築物の用途を変更して住宅等とする行為</p> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>について，下記により届け出ます。</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">常陸大宮市長</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>届出者 住所</p> <p>氏名</p> <p>連絡先</p> </div>	
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在，地番，地目及び面積	土地の所在： 地番： 地目： 面積：
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては，氏名は，その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付書類）

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺 100 分の 1 以上）
- ・住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）
- ・位置図（縮尺 1,000 分の 1 以上）



様式第 11（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係）

住宅等を新築し，又は建築物を改築し，若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 8 8 条第 1 項の規定に基づき，

**住宅等の新築** について，下記により届け出ます。  
 建築物を改築して住宅等とする行為  
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為

令和 3 年 4 月 1 日  
 常陸大宮市長

届出日を記入  
 (工事着手の 30 日前まで)

届出者 住所 常陸大宮市 ●● ●番地の●  
 株式会社 ●●●●  
 氏名 代表取締役 ●● ●●  
 連絡先 0000-00-0000

1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在，地番，地目及び面積	土地の所在：常陸大宮市 ●● ●番地の● 地番：100-1, 100-2 地目：100-1 (宅地)，100-2 (畑) 面積：100-1 (300 m <sup>2</sup> )，100-2 (200 m <sup>2</sup> )
2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅 等の用途	共同住宅●戸
3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	工事の着手予定日：令和 3 年 6 月 1 日 工事の完了予定日：令和 3 年 10 月 1 日

工事の着手・完了予定日等を  
 記入

該当するものを○で囲む

注 届出者が法人である場合においては，氏名は，その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

本届出書と併せて提出

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺 100 分の 1 以上）
- ・住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）
- ・位置図（縮尺 1,000 分の 1 以上）

様式第 12（都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

常陸大宮市長

届出者 住 所  
氏 名  
連絡先

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日： 年 月 日
- 2 変更の内容：
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日： 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日： 年 月 日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（添付書類）

《開発行為の場合》

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1,000 分の 1 以上）
- ・設計図（縮尺 100 分の 1 以上）

《建築行為等の場合》

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺 100 分の 1 以上）
- ・住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）
- ・位置図（縮尺 1,000 分の 1 以上）

記入例

様式第 12（都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

届出日を記入  
(工事着手の 30 日前まで)

令和 3 年 5 月 1 日

常陸大宮市長

届出者 住 所 常陸大宮市 ●●●● 番地の●●  
株式会社 ●●●●●●  
氏 名 代表取締役 ●●●●●●  
連絡先 0000-00-0000

都市再生特別措置法第 8 8 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日： 令和 3 年 4 月 1 日
- 2 変更の内容：
  - ・住宅用画地数の変更：30 区画→28 区画
  - ・工事着手予定日の変更：令和 3 年 6 月 1 日→令和 3 年 6 月 20 日
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日： 令和 3 年 6 月 20 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日： 令和 3 年 10 月 1 日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

本届出書と併せて提出

《開発行為の場合》

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1,000 分の 1 以上）
- ・設計図（縮尺 100 分の 1 以上）

《建築行為等の場合》

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺 100 分の 1 以上）
- ・住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）
- ・位置図（縮尺 1,000 分の 1 以上）

様式第 18（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係）

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日  
常陸大宮市長

届出者 住 所  
氏 名  
連絡先

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地域の名称（住所）	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付書類）

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1,000 分の 1 以上）
- ・設計図（縮尺 100 分の 1 以上）

様式第 18（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係）

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 3 年 4 月 1 日  
常陸大宮市長

届出日を記入  
(工事着手の 30 日前まで)

届出者 住 所 常陸大宮市 ●● ●番地の●  
株式会社 ●●●●  
氏 名 代表取締役 ●● ●●  
連絡先 0000-00-0000

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称（住所）	常陸大宮市 ●● ●番地の●
	2 開発区域の面積	5,000 平方メートル
	3 建築物の用途	スーパーマーケット
	4 工事の着手予定年月日	令和 3 年 6 月 1 日
	5 工事の完了予定年月日	令和 3 年 10 月 1 日
	6 その他必要な事項	床面積：3,000 m <sup>2</sup> 建築物の用途以外の 情報（床面積等）を記入

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

本届出書と併せて提出

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1,000 分の 1 以上）
- ・設計図（縮尺 100 分の 1 以上）

様式第 19（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し，又は建築物を改築し，若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき，</p> <p> <span style="font-size: 2em;">}</span> <span style="font-size: 2em;">}</span> </p> <p>誘導施設を有する建築物の新築                  建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為                  建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為</p> <p>について，下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">常陸大宮市長</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏 名 連絡先</p>	
1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在，地番，地目及び面積	土地の所在： 地番： 地目： 面積：
2 新築しようとする建築物又は改 築若しくは用途の変更後の建築 物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては，氏名は，その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付書類）

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺 100 分の 1 以上）
- ・建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）
- ・位置図（縮尺 1,000 分の 1 以上）

様式第 19（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し，又は建築物を改築し，若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき，  
 誘導施設を有する建築物の新築  
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為  
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為  
 について，下記により届け出ます。

令和 3 年 4 月 1 日  
 常陸大宮市長

届出者 住所 常陸大宮市 ●●●● 番地の●●  
 株式会社 ●●●●  
 氏名 代表取締役 ●●●●  
 連絡先 0000-00-0000

1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在，地番，地目及び面積	土地の所在：常陸大宮市 ●●●● 番地の●● 地番：200-1, 200-2 地目：200-1（宅地），200-2（畑） 面積：200-1（3,000 m <sup>2</sup> ），200-2（2,000 m <sup>2</sup> ）
2 新築しようとする建築物又は改 築若しくは用途の変更後の建築 物の用途	スーパーマーケット
3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途	工事の着手・完了予定日等を 記入
4 その他必要な事項	工事の着手予定日：令和 3 年 6 月 1 日 工事の完了予定日：令和 3 年 10 月 1 日

注 届出者が法人である場合においては，氏名は，その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

本届出書と併せて提出

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺 100 分の 1 以上）
- ・建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）
- ・位置図（縮尺 1,000 分の 1 以上）

様式第 20（都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

常陸大宮市長

届出者 住 所  
氏 名  
連絡先

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日： 年 月 日
- 2 変更の内容：
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日： 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日： 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（添付書類）

《開発行為の場合》

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1,000 分の 1 以上）
- ・設計図（縮尺 100 分の 1 以上）

《建築行為等の場合》

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺 100 分の 1 以上）
- ・建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）
- ・位置図（縮尺 1,000 分の 1 以上）



記入例

様式第 20（都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

届出日を記入  
(工事着手の 30 日前まで)

令和 3 年 5 月 1 日

常陸大宮市長

届出者 住 所 常陸大宮市 ●●●● 番地の●●  
株式会社 ●●●●●●  
氏 名 代表取締役 ●●●●●●  
連絡先 0000-00-0000

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日： 令和 3 年 4 月 1 日
- 2 変更の内容：
  - ・面積の変更：5,000 m<sup>2</sup>→4,800 m<sup>2</sup>
  - ・工事着手予定日の変更：令和 3 年 6 月 1 日→令和 3 年 6 月 20 日
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日： 令和 3 年 6 月 20 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日： 令和 3 年 10 月 1 日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

本届出書と併せて提出

(添付書類)

《開発行為の場合》

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1,000 分の 1 以上）
- ・設計図（縮尺 100 分の 1 以上）

《建築行為等の場合》

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺 100 分の 1 以上）
- ・建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）
- ・位置図（縮尺 1,000 分の 1 以上）

様式第 21（都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係）

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

常陸大宮市長

届出者 住 所  
氏 名  
連絡先

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称，用途及び所在地
  
- 2 休止（廃止）しようとする年月日
  
- 3 休止しようとする場合にあつては，その期間
  
- 4 休止（廃止）に伴う措置
  - （1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合，予定される当該建築物の用途
  
  - （2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合，当該建築物の存置に関する事項

注 1 届出者が法人である場合においては，氏名は，その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 4（2）欄には，当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について，当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

記入例

様式第 21（都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係）

誘導施設の休廃止届出書

届出日を記入  
(休廃止の 30 日前まで)

令和 3 年 4 月 1 日

常陸大宮市長

届出者 住 所 常陸大宮市 ●● ●番地の●  
株式会社 ●●●●  
氏 名 代表取締役 ●● ●●  
連絡先 0000-00-0000

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・**廃止**）について、下記により届け出ます。

記

該当するものを○で囲む

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

- ・スーパー●●●●●●
- ・スーパーマーケット
- ・常陸大宮市 ●● ●番地の●

施設名称を記入

2 休止（廃止）しようとする年月日

- ・令和 3 年 6 月 1 日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止（廃止）に伴う措置

該当するものを○で囲む

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

**(2)** 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

- ・除却予定日：令和 3 年 10 月 1 日

建築物の除却予定時期等を記入

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。



# 常陸大宮市

---

## 常陸大宮市立地適正化計画 届出制度の手引き

発行日： 令和3年1月

編集・発行： 常陸大宮市建設部都市計画課

〒319-2292 常陸大宮市中富町 3135 番地の6

電話 0295-52-1111 (代表)

E-mail [toshi@city.hitachiomiya.lg.jp](mailto:toshi@city.hitachiomiya.lg.jp)

---